

「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正について

令和 4 年 9 月 20 日

日本証券業協会

1. 改正の趣旨

令和 4 年 6 月 21 日公布の「金融商品取引業等に関する内閣府令」の一部改正（令和 4 年 6 月 22 日施行）により、同府令で定める外務員登録申請書の様式（別紙様式第二十二号）から性別欄が削除されることに伴い、本協会「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」に定める外務員の登録申請書の記載事項から性別を削除するとともに、これに関連する性別の記載に係る規定を削除するため、同規則等の一部改正を行うこととする。

2. 改正の骨子

（1）「協会員の外務員の資格、登録等に関する規則」等の一部改正

- ① 外務員の職務禁止措置者の名簿の記載事項から性別を削除する。
(第 6 条の 3)
- ② 外務員の登録申請書の記載事項から性別を削除する。
(第 7 条)
- ③ 外務員の登録原簿の記載事項から性別を削除する。
(細則第 3 条)
- ④ 外務員の職務禁止措置者について、当該外務員の職務禁止措置の解除を申請する書面の記載事項から性別を削除する。
(細則第 4 条)

（2）「協会員の従業員に関する規則」の一部改正

不都合行為者として取り扱うことを決定した者の名簿の記載事項から性別を削除する。
(第 13 条)

（3）「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正

- ① 金融商品仲介業者における外務員の職務禁止措置者の名簿の記載事項から性別を削除する。
(第 29 条の 3)
- ② 金融商品仲介業者における外務員の職務禁止措置者について、当該外務員の職務

禁止措置の解除を申請する書面の記載事項から性別を削除する。

(第 29 条の 4)

(4) 「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正

営業責任者等配置禁止措置者の名簿の記載事項から性別を削除する。

(第 20 条)

3. 施行の時期

この改正は、令和 4 年 9 月 26 日から施行する。

※ 本改正は、その内容が投資者・発行会社等に対して影響を及ぼすものではないと考えられることから、パブリックコメント手続は実施しない。

○ 本件に関するお問い合わせ先

日本証券業協会 資格管理部 (TEL 03-6665-6779)

以 上

「協会の外務員の資格、登録等に関する規則」の一部改正について

令和 4 年 9 月 20 日
(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(外務員の職務禁止措置者名簿)</p> <p>第 6 条の 3 本協会は、外務員の職務禁止措置者の名簿(以下「外務員の職務禁止措置者名簿」という。)を備え、当該外務員の職務禁止措置者名簿に外務員の職務禁止措置者の氏名、生年月日、当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。</p> <p>(外務員の登録申請)</p> <p>第 7 条 協会員は、第 3 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名(旧氏の登録を受けようとする場合に限り。) <u>並びに生年月日</u></p> <p>ロ～ヘ (現行どおり)</p> <p>2～3 (現行どおり)</p> <p align="center">付 則</p> <p>1 この改正は、令和 4 年 9 月 26 日から施行する。</p>	<p>(外務員の職務禁止措置者名簿)</p> <p>第 6 条の 3 本協会は、外務員の職務禁止措置者の名簿(以下「外務員の職務禁止措置者名簿」という。)を備え、当該外務員の職務禁止措置者名簿に外務員の職務禁止措置者の氏名、<u>性別</u>、生年月日、当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。</p> <p>(外務員の登録申請)</p> <p>第 7 条 協会員は、第 3 条第 1 項の規定により外務員の登録を受けようとする場合は、次に掲げる事項を記載した登録申請書を本協会に提出しなければならない。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 登録の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名(旧氏の登録を受けようとする場合に限り。)<u>、生年月日並びに性別</u></p> <p>ロ～ヘ (省 略)</p> <p>2～3 (省 略)</p>

2 第7条に定める外務員の登録申請を行う場合において、金融商品取引業等に関する内閣府令及び金融サービス仲介業者等に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(令和4年内閣府令第40号)附則第2条に定める「適用日」は、令和4年9月26日とする。

『協会の外務員の資格、登録等に関する規則』に関する細則』の一部改正について

令和 4 年 9 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名(旧氏の登録を受けようとする場合に限る。)、生年月日並びに識別番号</p> <p>ロ～ハ (現行どおり)</p> <p>(外務員の職務禁止措置の解除の申請に係る記載事項)</p> <p>第 4 条 規則第 6 条の 4 に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 解除の申請に係る外務員の職務禁止措置者(規則第 6 条第 2 項に規定する外務員の職務禁止措置者をいう。)についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名<u>及び</u>生年月日</p> <p>ロ～ニ (現行どおり)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 4 年 9 月 26 日から施行する。</p>	<p>(登録原簿の記載事項)</p> <p>第 3 条 規則第 3 条第 1 項に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、旧氏(住民基本台帳法施行令(昭和 42 年政令第 292 号)第 30 条の 13 に規定する旧氏をいう。以下同じ。)及び名(旧氏の登録を受けようとする場合に限る。)、生年月日、<u>性別</u>並びに識別番号</p> <p>ロ～ハ (省 略)</p> <p>(外務員の職務禁止措置の解除の申請に係る記載事項)</p> <p>第 4 条 規則第 6 条の 4 に規定する細則で定める事項は、次に掲げるものとする。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 解除の申請に係る外務員の職務禁止措置者(規則第 6 条第 2 項に規定する外務員の職務禁止措置者をいう。)についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、<u>生年月日</u> <u>及び性別</u></p> <p>ロ～ニ (省 略)</p>

「協会員の従業員に関する規則」の一部改正について

令和 4 年 9 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(不都合行為者名簿)</p> <p>第 13 条 本協会は、第 12 条第 1 項の規定により本協会が不都合行為者として取り扱うことを決定した者の名簿(以下「不都合行為者名簿」という。)を備え、当該不都合行為者名簿にこれらの者の氏名、生年月日、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった事故の内容、一級不都合行為者又は二級不都合行為者の別及び不都合行為者としての取扱いの決定の日その他必要と認める事項を記載する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 4 年 9 月 26 日から施行する。</p>	<p>(不都合行為者名簿)</p> <p>第 13 条 本協会は、第 12 条第 1 項の規定により本協会が不都合行為者として取り扱うことを決定した者の名簿(以下「不都合行為者名簿」という。)を備え、当該不都合行為者名簿にこれらの者の氏名、<u>性別</u>、生年月日、当該者を不都合行為者として取り扱う原因となった事故の内容、一級不都合行為者又は二級不都合行為者の別及び不都合行為者としての取扱いの決定の日その他必要と認める事項を記載する。</p>

「金融商品仲介業者に関する規則」の一部改正について

令和 4 年 9 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(外務員の職務禁止措置者の名簿)</p> <p>第 29 条の 3 本協会は、外務員の職務禁止措置者の氏名、生年月日、当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を外務員の職務禁止措置者名簿(外務員規則第 6 条の 3 に規定する名簿をいう。以下同じ。)に記載する。</p> <p>(外務員の職務禁止措置の解除の申請)</p> <p>第 29 条の 4 協会員は、外務員の職務禁止措置者について、改悛の情があることが明らかである場合又は当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該外務員の職務禁止措置を解除することが適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、当該外務員の職務禁止措置の解除を申請することができる。</p> <p>1 (現行どおり)</p> <p>2 解除の申請に係る外務員の職務禁止措置者についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名及び生年月日</p> <p>ロ～ニ (現行どおり)</p>	<p>(外務員の職務禁止措置者の名簿)</p> <p>第 29 条の 3 本協会は、外務員の職務禁止措置者の氏名、<u>性別</u>、生年月日、当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容、当該外務員の職務禁止措置の内容及び当該外務員の職務禁止措置の決定日その他必要と認める事項を外務員の職務禁止措置者名簿(外務員規則第 6 条の 3 に規定する名簿をいう。以下同じ。)に記載する。</p> <p>(外務員の職務禁止措置の解除の申請)</p> <p>第 29 条の 4 協会員は、外務員の職務禁止措置者について、改悛の情があることが明らかである場合又は当該外務員の職務禁止措置者に係る外務員の職務禁止措置を講ずる原因となった行為の内容に関する新たな事実が判明した場合その他特段の事情がある場合で、当該外務員の職務禁止措置を解除することが適当と認めるときは、次に掲げる事項を記載した書面を提出することにより、当該外務員の職務禁止措置の解除を申請することができる。</p> <p>1 (省 略)</p> <p>2 解除の申請に係る外務員についての次に掲げる事項</p> <p>イ 氏名、<u>生年月日及び性別</u></p> <p>ロ～ニ (省 略)</p>
<p>付 則</p> <p>この改正は、令和 4 年 9 月 26 日から施行す</p>	

る。

「協会の内部管理責任者等に関する規則」の一部改正について

令和 4 年 9 月 20 日

(下 線 部 分 変 更)

新	旧
<p>(営業責任者等配置禁止措置者名簿)</p> <p>第 20 条 本協会は、営業責任者等配置禁止措置者の名簿（以下「営業責任者等配置禁止措置者名簿」という。）を備え、当該営業責任者等配置禁止措置者名簿に営業責任者等配置禁止措置者の氏名、生年月日、当該営業責任者等配置禁止措置者に係る営業責任者等配置禁止措置を行う原因となった行為の内容、当該営業責任者等配置禁止措置の内容及び当該営業責任者等配置禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正は、令和 4 年 9 月 26 日から施行する。</p>	<p>(営業責任者等配置禁止措置者名簿)</p> <p>第 20 条 本協会は、営業責任者等配置禁止措置者の名簿（以下「営業責任者等配置禁止措置者名簿」という。）を備え、当該営業責任者等配置禁止措置者名簿に営業責任者等配置禁止措置者の氏名、<u>性別</u>、生年月日、当該営業責任者等配置禁止措置者に係る営業責任者等配置禁止措置を行う原因となった行為の内容、当該営業責任者等配置禁止措置の内容及び当該営業責任者等配置禁止措置の決定日その他必要と認める事項を記載する。</p>